

# 一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市における人権施策の推進に協力を得るとともに、すべての人権が尊重される人権文化のまちづくりの実現に寄与するため、一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会（以下「協会」という。）に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

**第2条** 補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助事業)

**第3条** 補助対象事業は、協会自主事業のうち次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 同和問題をはじめとする人権諸課題に関する研究・調査事業
- (2) 同和問題をはじめとする人権諸課題に関する教育・啓発事業
- (3) その他人権施策をすすめるために必要な事業

(補助対象経費)

**第4条** 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 前条各号の事業を実施するために必要な事業費（人件費を含む）
- (2) その他、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、市長が定める。

(交付の申込)

**第6条** 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申込書（規則様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会定款
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定および通知)

**第7条** 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を当該申込者に対し補助金交付決定通知書（規則様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

**第8条** 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、当該年度の予算に組入れること。
- (2) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付の時期)

**第9条** 補助金の交付は、原則として毎年度6月及び10月に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第10条** 協会は、補助金の交付を受けたときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書

- (2) 補助対象経費の支出を明らかにする出納簿の写し
- (3) 補助対象経費の支出を明らかにする領収書の写し又は当該支出を明らかにするもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業等実績報告書及び前項第 1 号の書類を期限までに提出できないときは、決算の確定後、速やかに提出しなければならない。

(消費税に係る報告)

**第 1 1 条** 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定したときは、速やかに市長に報告すること。

2 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

(指示及び検査)

**第 1 2 条** 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、協会に対し、随時、帳簿その他の提出を求め、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(補助金の返還)

**第 1 3 条** 市長は、協会が、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
- (3) 補助金の額に比し、剰余金を生じたとき。
- (4) この要綱に基づく指示、条件に違反したとき。
- (5) 随時検査を拒んだとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(委任)

**第 1 4 条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市民協働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 3 月 2 9 日から施行し、平成 1 6 年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から実施し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施し、平成 1 9 年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施し、平成 2 2 年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施し、平成 2 3 年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施し、平成 2 7 年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施し、令和 2 年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施し、令和 5 年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施し、令和 6 年度に交付する補助金から適用する。